



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

1565 伊都振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(総合防災課)

1566 有田振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(")

*1567 平成19年和歌山県告示第825号(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準)の一部変更
(環境管理課)

1568 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

1569 " (")

1570 生活保護法による医療機関の指定
(")

1571 " (")

1572 " (")

1573 " (")

1574 生活保護法による施術機関の指定
(")

1575 生活保護法による指定介護機関の廃止
(")

1576 生活保護法による介護機関の指定
(")

1577 平成13年和歌山県告示第329号(肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定)の一部改正
(畜産課)

1578 林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課)

1579 和歌山県治山防災情報システム保守業務の委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(")

1580 道路の区域変更 (道路保全課)

1581 新道路の供用開始等 (")

1582 道路の区域変更 (")

1583 新道路の供用開始等 (")

1584 道路の位置の指定 (都市政策課)

1585 港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定 (港湾空港振興課)

1586 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定

(")
1587 南紀白浜空港飛行場標識塗装業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(")

○ 教育委員会告示

7 口頭により開示請求をすることができる個人情報

○ 公告

入札公告 (総合防災課)

" (")

" (港湾空港振興課)

告 示

和歌山県告示第1565号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、伊都振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

伊都振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年12月19日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

(6) 県が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができるものと認められる業務計画書を提出する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 使用印鑑届

オ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては直近1年度分の市町村民税）

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 本委託業務に係る業務計画書

コ 申告書

(2) (1) のア、イ、エ、キ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類等について質問がある者は、平成21年1月9日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成21年1月19日（月）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成21年1月21日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成21年1月26日（月）までに書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1566号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、有田振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

有田振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年12月19日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

(6) 県が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができるものと認められる業務計画書を提出する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 使用印鑑届

オ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては直近1年度分の市町村民税）

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 本委託業務に係る業務計画書

コ 申告書

（2）（1）のア、イ、エ、キ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

（3）（1）に掲げる申請書類等について質問がある者は、平成21年1月9日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成21年1月19日（月）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成21年1月21日（水）までに書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対しては、平成21年1月26日（月）

までに書面により回答するものとする。

（5）（2）の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1567号

平成19年和歌山県告示第825号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）の一部を変更したので、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第4項の規定に基づき、告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

別表第1第1号121の項中 「（1）乳化重合法による合成ゴム第3欄の値は、それぞれ同欄の順80,80,70,70,70,60,50,50,80,70,

製造工程にあっては、 「（1）乳化重合法による合成ゴム製造工程に従い、 を 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に70,70とする。 」 80,80,70,70,70,70,70,80,70,70,

工程にあっては、 「 60 50
従い、 に、同号220の項中 70とする。 」

30	30	50	40	30	30	50	40
----	----	----	----	----	----	----	----

「 30 30 を 60 50 30 30 40
」

40	30	30	40	40	30	30
----	----	----	----	----	----	----

更なる。

別表第2第1号121の項中 「（1）乳化重合法による合成ゴム
あっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に
80,80,70,70,70,60,50,50,80,70,る。

製造工程に 「（1）乳化重合法による合成ゴム製造工程に
れ同欄の順 従い、
を 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に
70,70とす 80,80,70,70,70,70,70,80,70,70,70とす
る。 」

に変更する。

和歌山県告示第1568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
伊医 48-44	松岡医院	橋本市高野口町名倉27	平成 20.10.31

和歌山県告示第1569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
田薬 38-17	紀南ヘルシーデポ 薬局神島台店	田辺市新庄町2744-58 精香オンドルビル1F	平成 20.11.21

和歌山県告示第1570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋医 97-20	松岡医院	橋本市高野口町名倉18 6-1	平成 20.11.4

和歌山県告示第1571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
東柔 10-20	山本幸司	北浜整骨院	東牟婁郡那智勝浦町大字北浜1丁目48番 地	平成 20.11.11

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
紀医 4-20	粉河整形外科	紀の川市粉河451番地9	平成 20.12.1

和歌山県告示第1572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
紀薬 4-20	タイコー堂薬局粉 河店	紀の川市粉河451-11	平成 20.12.1

和歌山県告示第1573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田医 156-20	栗山医院	田辺市本宮町請川55-1 8	平成 20.12.16

和歌山県告示第1574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1575号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)

により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
あい株式会社	岩出市中島17番地の22	あい介護センター	岩出市吉田309-4	居宅介護支援	平成20.10.31
有限会社まごころ	田辺市中辺路町栗栖川275-2	デイサービス“まごころ”の家	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2793-9	通所介護・介護予防通所介護	平成20.8.8
有限会社アクトケアシステム	橋本市隅田町垂井49-2	隅田訪問看護ステーション	橋本市隅田町垂井49-2	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.9.16
有限会社アクトケアシステム	橋本市隅田町垂井49-2	隅田ケアプランセンター	橋本市隅田町垂井49-2	居宅介護支援	平成20.9.16
有限会社ひだまり	新宮市仲之町3丁目1番地の3	有限会社ひだまり	新宮市仲之町3丁目1番地の3	訪問介護・通所介護	平成20.8.31
				居宅介護支援	平成16.10.31

和歌山県告示第1576号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)
により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社アクトケアシステム	橋本市隅田町真土325-1	隅田訪問看護ステーション	橋本市隅田町真土325-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.9.17
有限会社アクトケアシステム	橋本市隅田町真土325-1	隅田ケアプランセンター	橋本市隅田町真土325-1	居宅介護支援	平成20.9.17
有限会社ひだまり	新宮市下田1丁目1番地24号	有限会社ひだまり	新宮市下田1丁目1番地24号	訪問介護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成20.9.1
有限会社ひだまり	新宮市下田1丁目1番地24号	有限会社ひだまり	新宮市下田1丁目1番地24号	居宅介護支援	平成20.9.1
株式会社喜集	有田市辻堂775	株式会社喜集	有田市辻堂775	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成20.9.1

和歌山県告示第1577号

平成13年和歌山県告示第329号(肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中

社団法人畜産協会わかやま	和歌山市美園町5丁目1-1	馬頭哲弥
--------------	---------------	------

を

社団法人畜産協会わかやま（昭和31年3月20日に社団法人和歌山県畜産会という名称で設立された法人をいう。）

和歌山市美園町5丁目1-1

葛原義明

に改める。

和歌山県告示第1578号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は名称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外 の苗木の 育 成	名 称	所 在 地
6809	川口廣子	御坊市湯川町富安1310-2			○	○	川口廣子	御坊市湯川町富安1310-2

和歌山県告示第1579号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県治山防災情報システム保守業務の委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県治山防災情報システム保守業務

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から平成23年3月31日まで。ただし、本契約は、地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成21年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年12月19日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、

更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(8) (6) 及び (7) に関する誓約書を提出する者であること。

(9) 平成10年4月1日以降に元請として国、都道府県又は政令指定都市発注の同一業務の実績（実施中のものを除く。）又はGIS（地理情報システム）を利用したコンサルタント業務の実績（実施中のものを除く。）を有する者であること。ただし、実績を有しない者であっても、和歌山県業務認定審査会設置要綱（平成20年制定）の規定に基づく業務認定審査会が当該業務の実績を有する者と同等の能力があると認定した者については、実績を有する必要はない。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うものとし、当該審査に必要な書類は、和歌山県治山防災情報システム保守業務技術資料作成要領（以下「技術資料作成要領」という。）に定めるものとする。

(2) 技術資料作成要領については、平成20年12月19日（金）から平成21年1月8日（木）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の

午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で提示又は配布を行う。

- (3) (1)に掲げる書類について質問がある者は、平成20年12月22日（月）から平成20年12月25日（木）までの間に和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 技術資料作成要領の配布の場所

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2978

ファクシミリ番号 073-432-5850

和歌山県告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県農土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高川町大字熊野川字一萬815番2地先から同町大字熊野川字堂乃前222番3地先まで	旧	6.50 7.90	68.00	
同上	新	6.50 7.90	68.00	
同上	新	8.80 12.70	72.00	

和歌山県告示第1581号

平成20年和歌山県告示第1580号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年12月19日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県農土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字印南原字猿橋5326番15地先から同町大字印南原字猿橋5305番地先まで	旧	3.00 21.00	700.00	
同上	新	11.00 37.00	562.00	

和歌山県告示第1583号

平成20年和歌山県告示第1582号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年12月19日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1584号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3023	田辺市中万呂字天王代7番1の一部、8番4の一部、水路敷の一部	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	平成20.12.10	4.40	44.15

和歌山県告示第1585号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により大川港、加太港及び和歌山下津港の開港、利用及び保全上支障のある船舶等の放置等の行為を禁止する区域（以下「放置等禁止区域」という。）及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件（以下「放置等禁止物件」という。）を次のとおり指定し、平成21年4月1日から

適用することとしたので、同条第2項の規定に基づき公示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下津港湾事務所及び有田振興局建設部において縦覧に供する。

平成20年12月19日

港湾管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域

(1) 港湾区域（水域）

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法第9条の規定に基づき定められた大川港湾区域、加太港港湾区域及び和歌山下津港港湾区域とする。ただし、堤川、大谷川、阿振川、築地川、水軒川、土入川、紀ノ川、市堀川、和歌川、日方川、女良川、加茂川、小原川、内川及び有田川の河川区域並びに和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第1項の規定に基づき指定された重点調整区域を除く。

(2) 港湾隣接地域（陸域）

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2の規定に基づき指定された和歌山下津港（片男波地区）港湾隣接地域とする。

2 放置等禁止物件

船舶（国又は地方公共団体の所有する船舶、漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船、専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶、専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶、しゅんせつ船その他の作業船及びその他知事が指定したものを除く。）及び当該船舶の係留の用に供する工作物とする。

和歌山県告示第1586号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第1項の規定により大川港、加太港及び和歌山下津港の港湾区域及び臨港地区内において重点調整区域として、次の区域（別図に示す区域に限る。）を指定し、平成21年4月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定に基づき公示する。

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所において縦覧に供する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港 湾 名	区 域 名
大川港	大川地区
加太港	加太地区
和歌山下津港	西脇地区、内港地区、大浦地区、琴の浦地区、海南地区、冷水地区、大崎地区、女良川地区、下津地区、有田地区

和歌山県告示第1587号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、南紀白浜空港飛行場標識塗装業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

南紀白浜空港飛行場標識塗装業務

(2) 契約期間

平成21年2月5日（木）から平成21年3月25日（水）まで

(3) 業務委託期間

平成21年2月6日（金）から平成21年3月25日（水）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年12月19日（金）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 配置予定者名簿

サ 組織概要書（現場組織図及び緊急連絡体制表）

（2）（1）のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成20年12月19日（金）時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

（3）（1）のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

（4）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年1月9日（金）までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は、持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成21年1月15日（木）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成21年1月26日（月）までに書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（4）説明については、平成21年1月30日（金）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第7号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成16年和歌山県教育委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）及び平成18年和歌山県教育委員会告示第9号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）は、廃止する。

平成20年12月19日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査	一般選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点	合格発表の翌日から1週間	受検した県立高等学校（分校で受検した者については、分校）
	スポーツ推薦における学力検査の教科別得点及び合計得点		
	追募集及び追学力検査における学力検査の得点		

公 告

入 札 公 告

伊都振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

伊都振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務

(2) 委託業務内容

仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結日から平成21年3月29日（日）まで

2 競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1565号に規定する委託業務に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 期間

平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

3の（1）に同じ。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

伊都振興局1階入札室

橋本市市脇4-5-8

イ 入札日時

平成21年2月3日（火）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にく

じを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 伊都振興局総務企画室

橋本市市脇4-5-8

郵便番号 648-8541

電話番号 0736-33-5004

ファクシミリ番号 0736-33-4914

入札公告

有田振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

有田振興局管内県庁舎ロッカー等転倒防止対策業務

(2) 委託業務内容

仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結日から平成21年3月29日（日）まで

2 競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1566号に規定する委託業務に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 期間

平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

3の（1）に同じ。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田振興局1階第1会議室

有田郡湯浅町湯浅2355-1

イ 入札日時

平成21年2月4日（水）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法

令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 有田振興局総務企画室

有田郡湯浅町湯浅2355-1

郵便番号 643-0004

電話番号 0737-64-1255

ファクシミリ番号 0737-64-1256

入札公告

南紀白浜空港飛行場標識塗装業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号

平成20年度空港委託第10号-2

- (2) 調達役務の名称

南紀白浜空港飛行場標識塗装業務

- (3) 調達役務の仕様等

南紀白浜空港の飛行場標識塗装業務で、詳細は別に定める仕様書による。

- (4) 調達役務の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所

- (5) 契約期間

平成21年2月5日（木）から平成21年3月25日（水）まで

- (6) 業務委託期間

平成21年2月6日（金）から平成21年3月25日（水）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1587号に規定する南紀白浜空港飛行場標識塗装業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

- (2) 期間

平成20年12月19日（金）から平成21年1月9日（金）までの日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

- (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間 3の(2)に同じ。 (3) (1) 及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成21年1月9日（火）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。 5 入札説明書を交付する場所及び期間等 (1) 場所 3の(1)に同じ。 (2) 期間 3の(2)に同じ。 (3) (1) 及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成21年1月26日（月）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成21年1月29日（木）までに行う。 6 入札執行の場所及び日時等 (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。 ア 入札場所 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム イ 入札日時 平成21年2月4日（水）午後2時から ウ 開札場所 アに同じ。 エ 開札日時 イに同じ。 (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。 (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成21年2月4日（水）正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に必着するように行わなければならない。 7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 8 入札保証金に関する事項	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。 (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。 9 契約保証金に関する事項 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。 10 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。 11 入札執行方法の細目 (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。 (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。 (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。 (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。 (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。 (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規
--	---

定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

イ 所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

(2) この競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。